

令和3年度 若者文化の環境整備に向けた体験会等開催業務委託
業者選定実施要領

1 業務内容等

令和3年度若者文化の環境整備に向けた体験会等開催業務委託仕様書のとおり

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

4,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

3 参加資格

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

4 提案を求める内容

- (1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢
- (2) 本業務の目的を達成するための具体的な実施内容や広報戦略など
- (3) その他
 - ・仕様書で定める以外の内容についても自由に提案すること
 - ・提案内容は見積額とバランスが取れたものとする

5 参加意向申出書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）を提出してください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。なお、提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(1) 参加意向申出書等の提出先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 永田・古谷担当

電話番号 044-200-1722 電子メールアドレス 20olypara@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000118542.html>

(2) 受付期間等

受付期間：令和3年8月23日（月）から同年8月31日（火）まで

※郵送の場合、令和3年8月31日（火）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年8月23日（月）から8月27日（金）まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式2）により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問書（様式2）にご記入のうえ、電子メールで送信してください。電話・FAXでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。

(4) 回答方法

令和3年8月30日（月）に質問書を提出いただいた全ての事業者宛てに電子メールにて回答書を送信します。なお、それ以降に参加意向申出書を提出いただいた事業者にも電子メールにて回答書を送付します。

7 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出された事業者には、令和3年9月1日（水）に参加資格確認結果通知書（様式5）を交付します。交付方法は、電子メールでの送信を基本とします。

8 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて事務局へ提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 受付期間等

受付期間：令和3年9月2日（木）から9月9日（木）まで

※郵送の場合、令和3年9月9日（木）正午必着

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

5(1)と同じ

(3) 提出書類

ア 企画提案書 6部（様式任意。A4判縦横どちらでも可。表紙を除き5ページ以内）

イ 見積書 6部（原本1部、写し5部）

ウ 業務実施体制表 6部

エ 会社概要（パンフレット等） 6部

(4) 企画提案書等の取扱

- ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 企画提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。
- カ 企画提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。
- キ 提出物は、川崎市情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日条例第 1 号）の対象になります。

9 企画提案会

(1) 日時

令和 3 年 9 月 13 日（月）午後 1 時 30 分から（予定）

※ 詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(2) 場所

川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階 市民文化局会議室

(3) 選考評価方法

本市が設置するプロポーザル評価委員会において選考評価をいたします。なお、評価基準は、「令和 3 年度 若者文化の環境整備に向けた体験会等開催業務委託 選定評価基準（様式 3）」のとおりです。

(4) 提案説明

- ア 提案説明は企画提案書等のみで行うこととし、パソコンやプロジェクター等は使用しないものとします。
- イ 提案説明は各事業者 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。
- ウ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成、及び企画提案会に参加してください。なお、出席者は 2 名以内とします。

(5) その他

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定に基づき非公開とします。

10 選考結果

選考結果については、令和3年9月下旬にすべての提案事業者に郵送で通知します。また、本市ホームページで公表します。

11 企画提案の辞退

参加意向申出書を提出した後に企画提案を辞退される場合は、令和3年9月9日（木）までに持参又は郵送により辞退届（様式4）を提出してください。

※郵送の場合は令和3年9月9日（木）正午必着

12 契約手続等

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続きを進めます。
- (2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- (3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

- (6) 委託代金の支払

委託業務の全部が終了した後の支払を原則としますが、本市と選定された事業者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、本市による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるのとします。

- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、
- (8) 関連情報を入手するための窓口は5(1)と同じです。